

令和5年11月27日招集

令和5年

第7回若桜町議会臨時会会議録

(令和5年11月27日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	伊賀 忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第 111 号	令和 5 年度若桜町一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決
2	議案第 112 号	令和 5 年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
3	議案第 113 号	令和 5 年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
4	議案第 114 号	令和 5 年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
5	議案第 115 号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
6	議案第 116 号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
7	議員提出議案 第 7 号	若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決

令和5年第7回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和5年11月27日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
不応招議員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	総 務 課 長	山口由企夫

令和5年11月議会臨時会
会議の顛末
(本会議 11月27日)

議長（山根政彦）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和5年第7回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、森田二郎議員、谷口貴議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第111号 令和5年度若桜町一般会計補正予算（第5号）、議案第112号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第113号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第114号 令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第111号 令和5年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額につきましては、変更ございません。

歳出では、総務費におきまして、職員採用試験の費用として26万8千円を、民生費では、介護保険事業特別会計への繰入金7千円を、教育費では、少年野球教室開催に伴う費用として30万円を追加しております。

また、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を、各科目において、合計581万3千円追加するもので、これらの財源としましては、各科目及び予備費において更正しております。

続きまして、議案第112号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,376万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰入金をそれぞれ追加しており、歳出につきましては、地域支援事業費に3万6千円を追加しております。なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、8千円減額しております。

続きまして、議案第113号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額につきましては変更ございません。

歳出予算総務費一般管理費におきまして、給料、職員手当等、科目更正しており、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、102万8千円を追加しております。

続きまして、議案第114号 令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額につ

きましては変更ございません。

歳出予算、下水道費総務費におきまして、給料、職員手当等、科目更正しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第4

議案第115号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第116号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第115号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、本年8月7日の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給月数を0.1月引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第116号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、議案第115号と同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給与表及び期末勤勉手当支給月数を改定することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前 9時27分 休憩

（全員協議室において詳細説明）

午前10時10分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第111号 令和5年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第111号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議案第112号 令和5年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第112号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
したがって、議案第112号は原案のとおり
可決されました。

議案第113号 令和5年度若桜町簡易水道
事業特別会計補正予算(第4号)を議題とし
ます。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第113号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
したがって、議案第113号は原案のとおり
可決されました。

議案第114号 令和5年度若桜町公共下水道
事業特別会計補正予算(第2号)を議題と
します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。

討論はありませんか。
(討論なし)

討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第114号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
したがって、議案第114号は原案のとおり
可決されました。

議案第115号 若桜町特別職の職員の給与
及び旅費に関する条例の一部改正について、
を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。
質疑を終結します。
これより討論に入ります。

討論はありませんか。
(討論なし)

討論なしと認めます。
討論を終結します。
議案第115号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
したがって、議案第115号は原案のとおり
可決されました。

議案第116号 若桜町職員の給与に関する
条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案116号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり
可決されました。

日程第5

議員提出議案第7号 若桜町議会の議員の議
員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

議員（川上守）

議員提出議案第7号 若桜町議会の議員の議
員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について。

別紙のとおり、若桜町議会の議員の議員報
酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
ることについて、地方自治法第112条及び
若桜町議会会議規則第14条の規定により提
出をします。

令和5年11月27日提出、提出者 若桜町
議会議員・川上守。賛成者 若桜町議会議員・
小林誠、同じく山本晴隆、同じく梶原明。

若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を次のように改正します。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の
改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように

改正するものであります。

改正前、第5条改正部分のみ読み上げます。
第2項中の100分の120とあるのは、1
00分の165とする。改正後、第2項中の
100分の122.5とあるものは、100分
の170とするものであります。

提出理由につきましては、諸般の事情によ
り、状況により、期末手当について所要の改
正を行うものであります。概要につきましては
、期末手当の支給月額を0.1月引き上げる
ものであります。

先ほど読み上げました、第5条であります。
実施につきましては、令和5年12月の支給
からということで、期末手当の支給月数改定
を、現行の6月期・12月期を1.65月・1.
65月の合計3.3月。令和5年、今年度につ
きましては、6月期を1.65、12月期を1.
75月、合計3.4月といたします。

令和6年度以降につきましては、1.7月・
1.7月の3.4月といたします。

施行日につきましては、令和5年12月の
1日から施行するものであります。

よろしく願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

議員報酬については10月にも増額いたし
たところです。

その後、各集落を回っての議員座談会にお
いて、報酬に関しての意見、もっと上げても
いいというような意見もありましたし、本当
にそれだけの活動やってるんかとか、いろん
な意見があったところで、また、答申におい
ては、報酬等審議会の答申においては、4月
1日からの増額が望ましいという文言もあり
まして、そういうようなことの中にも、町民

の方々からいろんな意見をお聞きしたところ
であります。

この度の提出議案、この時期に、この0.1
月分をというところの理由をお聞かせ願いた
い。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。川上守議員。

議員（川上守）

あくまでも、役場の方の三役に合わせたも
のを人事院勧告が国から出ております。その
国から出た人事院勧告に合わせて、0.1月上
げるということでありますので、他の理由に
ついてはありません。それを、そのみを考
えてあげるものであります。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

これは、国家公務員特別職に関する人事院
勧告という理解でよろしいでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。川上守議員。

議員（川上守）

国家公務員もですし、それに準じた地方公
務員もそれに準じてあげるということで理解
をしていますけども。

議長（山根政彦）

他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

反対討論ですか賛成討論ですか。

はい、原案反対の方の発言を許します。

中尾理明委員。

議員（中尾理明）

私は、委員提出議案第7号に反対です。今
回の条例改正案は、人事院勧告による国家公
務員の給与改定に準じる地方公務員の給与改
定に沿って、同様に、若桜町議会議員の期末
手当を引き上げようとするものだと考えます。

今、国民の暮らしは、止まらない物価高騰
が重くのしかかり、極めて苦しい状況にある
ことはだれの目にも明らかです。

一方議員は、10月から議員報酬を引き上
げたばかりであり、私は、こうした町民の暮
らしが大変な中、生活のやりくりで苦慮され
ているときに、町民の代表である議員が、期
末手当を引き上げることには大きな違和感を
覚えるものです。

私は、現行どおり据え置くことを主張する
ものです。

以上、反対討論とします。

議長（山根政彦）

他に討論はありませんか。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

原案賛成の方の発言を許します。森田二郎
議員。

議員（森田二郎）

2番、森田です。この原案に賛成です。6
月に、議員定数が削減され、来期の立候補者
に対する条件が非常に厳しくなっている中、
報酬面でこうやって整備されることは、来期、
また新たな立候補者に扉をあける可能性があ
ると考えます。

よって、来期の候補者、新たな参政者に有
利な条件が整えることが期待されますので、
この議案に賛成です。

議長（山根政彦）

他に討論はありませんか。

反対討論ですか。賛成討論ですか。

原案反対の方の発言を許します。山本安雄議員。

議員（山本安雄）

先ほども質疑いたしました。先ほどの森田議員の意見も最もなところはあろうと思います。

ただこの時期に、ということも一つあります。といいますのは、質疑しましたのは、国家公務員の特別職、国家公務員の特別職というものは皆さんご存知だと思いますけども、総理大臣や国務大臣いろいろありますが、その国会議員以外の、例えば事務次官だとか、検査官、裁判官、それから国会事務だとかいろいろそういう方々も、そういう枠の中に入っておるといふふうに承知しております。

この方々の報酬については、国家公務員法を適用しないということとされております。そういう中で、国家公務員の特別職報酬は上げられたものと人事院勧告されたものと承知しておるところです。

片や、我々若桜町議会については、全くそういう土俵ではなく、町会議員のみの判断であるということから、このたびの人事院勧告がそのまま若桜町議会に当てはまるものとは理解しておりません。

よってこの原案、反対の討論といたします。

議長（山根政彦）

他に討論はありませんか。

賛成討論ですか反対討論ですか。

原案賛成の方の発言を許します。山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

私は、議員提出議案第7号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

毎回毎回、報酬や費用弁償に対して反対される議員がおられますが、反対されても、毎

回毎回増額支給され続けているのが現状であります。

今後、返納できる条例の策定等を検討しますので、その節はよろしく願いいたします。以上です。

議長（山根政彦）

他に討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

議員提出議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第7回若桜町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時26分 閉会